

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	米子市 障がい者福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、障がい者福祉事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和7年1月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉事務
②事務の概要	<p>障がい者福祉に関する次の業務を行い、特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法に基づく次の事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳に関する事務(申請・返還・変更等の届出の受理、進達、手帳交付) (2) 障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等に関する事務 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に係る事務(申請・返還・変更等の届出の受理、進達、手帳交付) 3 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等に関する事務 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく次の事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自立支援給付の支給に関する事務 (2) 自立支援医療費(精神通院)に関する事務(申請・返還・変更等の届出の受理、進達、受給者証交付) (3) 自立支援医療費(育成医療、更生医療)に関する事務(申請の受理、認定、通知、受給者証交付) (4) 補装具費の支給に関する事務(申請の受理、認定、通知) (5) 地域生活支援事業の実施に関する事務 5 児童福祉法に基づく次の事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害児通所給付費等の支給等に関する事務 (2) 障害福祉サービスの提供に関する事務 6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務(請求等の受理、進達、通知書交付) 7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律並びに国民年金等の一部を改正する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過の福祉手当に関する事務(請求等の受理、審査、認定、通知)
③システムの名称	障がい者福祉システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 9、20、21、22、51、66、67、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、13、14、15、16、18、19、20、25、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、119、124、125、141、144、145、155、161、163 の項</p> <p>(特定個人情報の照会)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、16、20、37、41、75、91、92、93、119、144、145、146 の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 福祉保健部 障がい者支援課 電話 0859-23-5159
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 福祉保健部 障がい者支援課 電話 0859-23-5159
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月6日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月6日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する作業については、局面ごとに複数人での確認や上司による確認等、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、十分であると考えられる。	

